(様式5)

**受付番号:県新生活**

　　発　　第　　号

　　　年　　月　　日

補助事業者

代表者　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山形県中小企業団体中央会　会長　　　　㊞

令和2年度山形県新･生活様式対応支援補助金(中小企業支援型)交付決定通知書

　令和　年　　月　　日付け文書をもって申請のありました上記補助金については、令和2年度山形県新･生活様式対応支援補助金(中小企業支援型)交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和　年　月　日付け「令和2年度山形県新･生活様式対応支援補助金(中小企業支援型)交付申請書(以下｢交付申請書｣という。)」記載のとおりとする。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

　　　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　　円(税込み)

　　　補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　　円(税抜き)

　　　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　円(税抜き)

3.補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、交付申請書記載のとおりとする。

4.補助事業者は、山形県補助金等の適正化に関する規則(以下「適正化規則」という。)及び令和2年度山形県新･生活様式対応支援補助金(中小企業支援型)交付要綱で定めるところに従うこと。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、補助事業実施期間中及び補助事業終了後において次の措置が講じられる場合があるので留意すること。

(1)適正化規則第17条第1項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による違約金の納付。

(2)相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(3)山形県及び山形県中小企業団体中央会が所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(4)補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

5.次に掲げる場合には、事業計画変更承認申請書(様式6)の提出を必要とするので留意すること。

(1)補助対象経費について、総額で20パーセントを超える減少(減少額が50万円未満のものを除く。)又は経費区分ごとに20パーセントを超える増減(増減額が50万円未満のものを除く)をしようとするとき。

(2)補助対象事業の内容の変更(補助対象事業の遂行に影響しない程度の事業計画の細部の変更を除く。)をしようとするとき。

6.上記のほか、本事業の実施に当たっては、山形県中小企業団体中央会の指示に従うこと。